

社会福祉法人たいよう福祉会

理事・監事及び評議員の報酬等の支給基準に関する細則

平成29年1月27日 制 定
平成30年6月14日 一部改正

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人たいよう福祉会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び24条の規定に基づき理事・監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(役員等の報酬)

第2条 役員等の報酬は年額とし、別表1のとおり支給し、当該年度の3月中に支給するものとする。

2 役員等が年度の途中において選任又は退任している時は、月割計算により支給し、退任の場合は退任時に支給する。

3 前項のほか、役員等が理事会及び評議員会に出席した時、また会議以外の日において、法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により日額報酬を支給する。

4 役員等が法人及び法人の経営する事業所の職員を兼務する場合、前項の報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事会、評議員会に出席した時、また会議以外の日において、法人業務及び事業の運営ため、業務に当たった場合には、出席等に要する費用を別表2により弁償することができる。ただし、交通費の実費が実費費用弁償を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第4条 役員等が法人業務のために出張する場合は、役員等旅費規則により、旅費を支給する。

(改廃)

第5条 この細則の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

この細則は、平成30年4月1日に遡及し、適用する。

理事・監事及び評議員の報酬等の支給基準に関する細則

別表1（第2条第1項 年報酬関係）

役 職	報酬額（年額）
理 事 長	100,000円
理 事	20,000円
監 事	20,000円
評 議 員	10,000円

別表2（第2条第3項 日額報酬関係）

役 職	報酬額（日額）	費用弁償
理 事 長	3,000円	自宅及び勤務地の最寄の駅（又はバス停）から出席会場まで2km以上の場合支給する。公共交通機関での算定を原則とし、やむを得ない場合は車賃1kmにつき30円支給する。
理 事	3,000円	
監 事	3,000円	
評 議 員	3,000円	